



障発 0913 第 2 号
令和元年 9 月 13 日

各（都道府県知事
指定都市市長
中核市市長）殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（公印省略）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）については、本日付で公布されたところである（別紙）。

改正省令により一部改正した省令のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）及び精神保健福祉士法施行規則（平成 10 年厚生省令第 11 号）の改正規定については、本年 12 月 14 日から施行されるところ、当該改正規定の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に周知願いたい。

なお、当該改正規定に係る具体的な運用方法等については、別途示す予定であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）に改正されることとなった。

成年被後見人法の施行に伴い、同法により改正された法律において省令に委任された個別審査規定や届出規定を厚生労働省令で整備する等の必要があるため、所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

（1）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則関係

成年被後見人法により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条第 2 項第 4 号に規定された個別審査規定にお

いて、厚生労働省令で定めることとされた「心身の故障により前項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うことができない者」を定める。

(2) 精神保健福祉士法施行規則関係

- ① 成年被後見人法により改正された精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第3条第1号に規定された個別審査規定において、厚生労働省令で定めることとされた「心身の故障により精神保健福祉士の業務を適正に行うことができない者」を定める。
- ② ①の改正に伴い、同法第3条各号で定める欠格事由等に該当する場合の届出義務者について、整理を行う。
- ③ ①の改正に伴い、精神保健福祉士登録申請書の様式について所要の改正を行う。
- ④ その他、所要の改正を行う。

第3 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなす。
- (2) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第4 施行期日

令和元年12月14日（成年被後見人法施行の日（公布の日から起算して6か月を経過した日））